



一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質  
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正  
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）  
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二  
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び  
第十三百四十四条の規定 公布の日